

# 総務委員会資料

## 請願第22号

「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」  
に関する請願

- 資料1 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討  
委員会について
- 資料2 預託法及び特定商取引法について
- 資料3 消費者の脆弱性につけ込む主な悪質商法について
- 資料4 改正法案について

経済労働局

令和3年3月12日

## 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会について

### 1 設置

設置者：消費者庁

設置時期：令和2年2月

### 2 開催趣旨

社会の高齢化やデジタル化の進展により、消費者の脆弱性につけ込む形で悪質商法が後を絶たない状況にあることから、特定商取引法及び預託法について、新たな問題への対応及び現在の法執行の状況を踏まえ、法制度の在り方について検討を行うため開催する。

(第1回検討委員会資料から抜粋)

### 3 委員構成

学識者、弁護士、経済団体、消費者、消費生活相談員、関係事業者、警察庁OBなどから選出された委員15名で構成。

委員は消費者庁長官が委嘱し、委員長は同長官があらかじめ指名。

### 4 主な検討事項

- (1) 消費者の脆弱性を狙った悪質商法への対策強化
- (2) 経済のデジタル化・国際化に対応したルールの整備

(第1回検討委員会資料から抜粋)

### 5 開催期間

令和2年2月18日に第1回検討委員会を開催、以降計6回の開催を経て、令和2年8月19日に報告書を取りまとめた。

## 預託法及び特定商取引法について

### 1 預託法

#### (1) 概要

事業者が消費者に対して、3か月以上の期間、対象の物品を預かること等と、対応する利益の供与又は一定の価格での買い取りを約束し、消費者がこれに応じ物品を預けること等を約束する取引についての規制等を定めるもの。

#### (2) 本法律の対象及び法律の規制内容

1. 本法律の対象	2. 法律の内容
<p>(対象となる物品＝特定商品)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－貴石、半貴石、真珠、貴金属(金、銀、白金など)、それらを用いた装飾用調度品、身辺細貨品</li> <li>－盆栽、鉢植えの草花その他の観賞用植物</li> <li>－哺乳類、鳥類(人が飼育するもの)</li> <li>－自動販売機及び自動サービス機</li> <li>－動物及び植物の加工品(一般の飲食の用に供されないものに限る。)で人が摂取するもの(医薬品を除く。)</li> <li>－家庭用治療機器</li> </ul> <p>(対象となる施設利用権)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ゴルフ場利用権</li> <li>－ヨット、モーターボート、ボートの係留施設の利用権</li> <li>－語学習得のための施設の利用権</li> </ul>	<p>&lt;行政規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○書面交付義務</li> <li>○不当な勧誘行為の禁止</li> <li>○書類を閲覧させる義務 等</li> </ul> <p>これらの義務に違反した場合は、業務停止命令又は罰則が適用</p> <p>&lt;民事ルール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クーリング・オフ</li> <li>○中途解約権</li> </ul>

(出典:第1回検討委員会資料)

### 2 特定商取引法

#### (1) 概要

事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とし、訪問販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めるもの。

#### (2) 本法律の対象及び法律の規制内容

1. 本法律の対象となる取引類型	2. 法律の内容
<p>(消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 訪問販売</li> <li>2. 電話勧誘販売</li> <li>3. 通信販売</li> </ol> <p>(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 特定継続的役務提供</li> </ol> <p>(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 連鎖販売取引</li> <li>6. 業務提供誘引販売取引</li> </ol> <p>(消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 訪問購入</li> </ol>	<p>&lt;行政規制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○氏名等の明示の義務付け</li> <li>○不当な勧誘行為の禁止</li> <li>○広告規制</li> <li>○書面交付義務</li> <li>○告知義務 等</li> </ul> <p>&lt;民事ルール&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取消権</li> <li>○中途解約権</li> <li>○返品ルール</li> <li>○過量販売解除 等</li> </ul>

(出典:第1回検討委員会資料)

## 消費者の脆弱性につけ込む主な悪質商法について

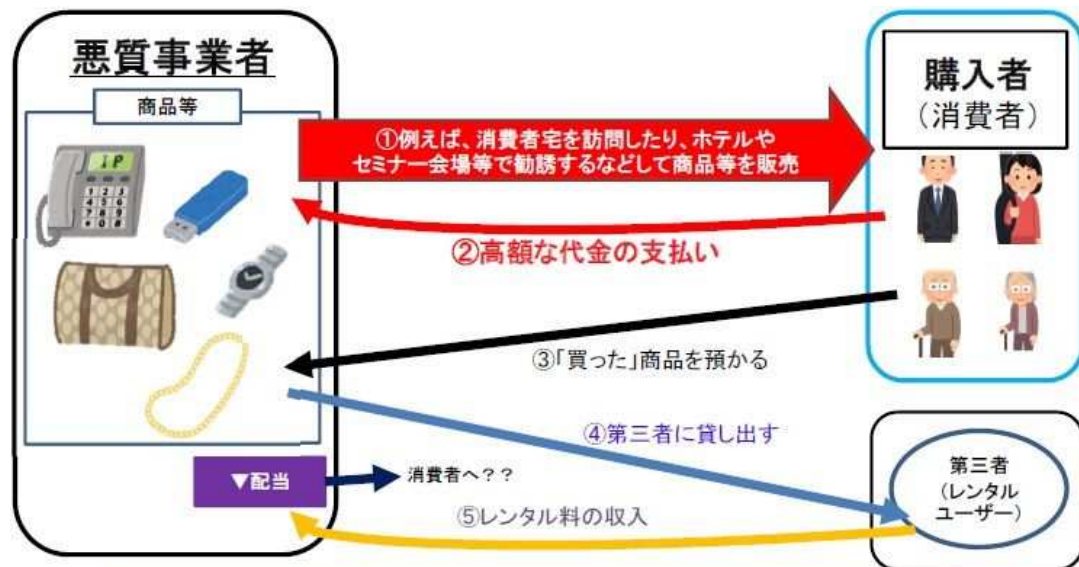
## 1 販売を伴う預託等取引契約（販売預託商法）

## (1) 概要

物品等を販売すると同時に、当該物品等を預かり、自ら運用する、又は第三者に貸し出す等の事業を行うなどして、配当等により消費者に利益を還元し、又は契約期間の満了時に物品等を一定の価格で買い取ることを約束する取引。

販売預託商法は、豊田商事事件で社会問題化し、昭和61年に預託法が制定されたが、法に基づく規制対象が健康器具や貴金属など限定的であることから、規制をくぐり抜けた新たな商品による手口が続くなどの問題が生じていた。

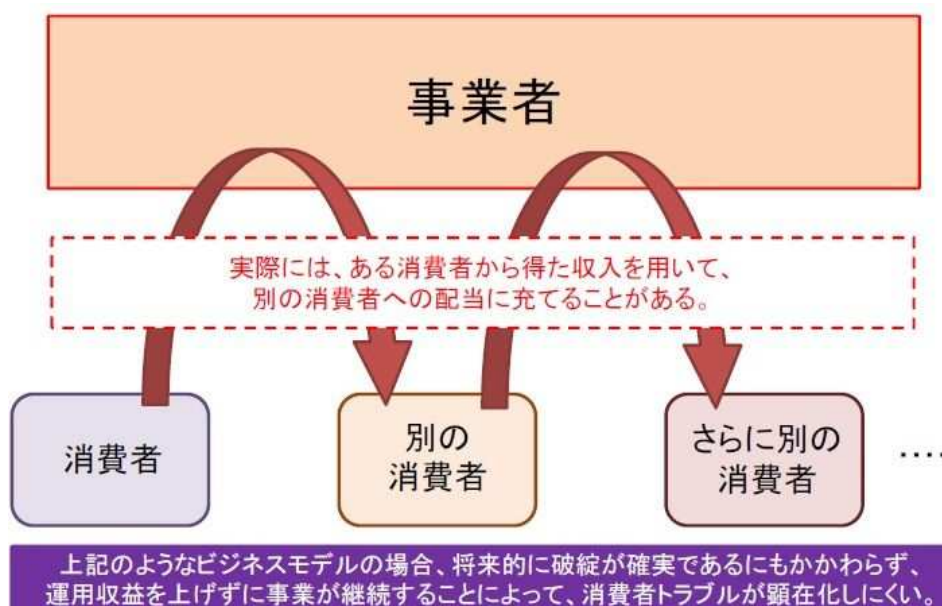
## [販売預託商法の取引手法]



- ・ 消費者が購入した又は預けた商品が存在しない(著しく少ない)?
- ・ 預けた商品の運用先が存在しない(著しく少ない)?

(出典：第1回検討委員会資料)

## [販売預託商法の手口の例]



(出典：第1回検討委員会資料)

## (2) 検討委員会報告書における主な意見

- ・販売を伴う預託等取引契約は、消費者に深刻かつ甚大な財産被害を及ぼすおそれが高い反社会性のある行為というべきものであり、預託法において、原則禁止とすべきである。
- ・その前提で禁止の対象となる範囲の明確化等を実務的に検討すべきである。 等

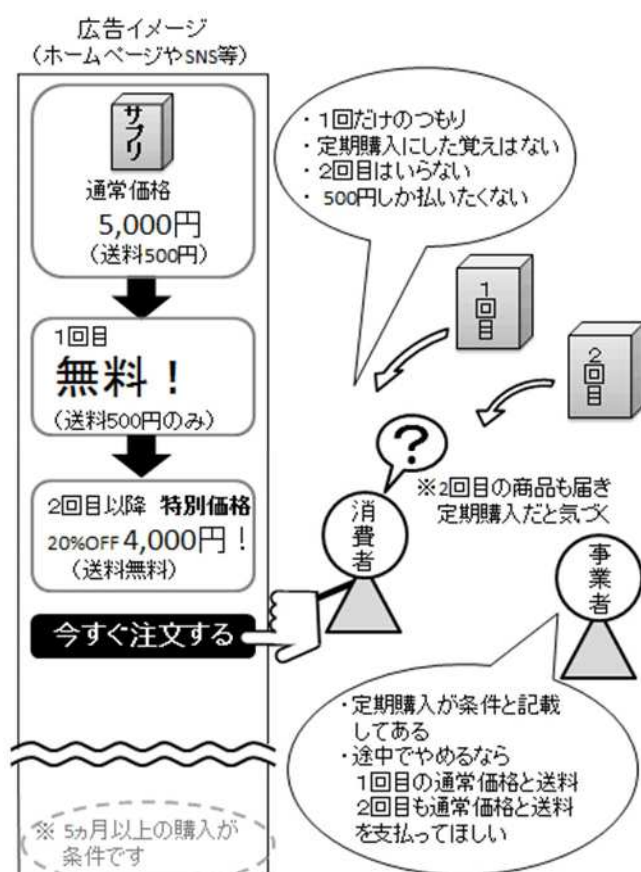
## 2 詐欺的な定期購入商法

### (1) 概要

通信販売の広告において、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に定期購入として高額な金額を支払わせる手口の商法。

消費者が定期購入であることを容易に認識できないような形で広告表示を行う、あるいは、定期購入であることを示し「いつでも解約可能」と称して健康食品や化粧品などの契約を結ばせ、解約に応じないといった手口が多い。

通信販売はそもそも自らの意思で取引を行うという前提から、クーリング・オフもなく禁止行為も限定的である点などが、検討委員会の中で問題とされた。



(出典：国民生活センターHP)

## (2) 検討委員会報告書における主な意見

- ・こうした商法に該当する契約を念頭に、特定商取引法における顧客の意に反して通信販売に係る契約の申込みをさせようとする行為等に関する規制を強化すべきである。
- ・解約・解除を不当に妨害するような行為を禁止するとともに、解約権等の民事ルールを創設する必要がある。 等

### 3 送り付け商法（ネガティブ・オプション）

#### （１）概要

商品の注文を受けていないのに一方的に商品を送りつけ、代金を請求する手口の商法。

#### （２）検討委員会報告書における主な意見

- ・消費者が送付された商品の代金支払義務を負っていないことの周知を強化すべきである。
- ・諸外国の法制を参考に制度的な措置を講じる必要がある。

#### （３）送り付け商法に係る現行の法規制

消費者が送付された商品の代金支払義務を負っていないことについて、特定商取引法第59条第1項には、その商品の送付を受けた者がその商品の購入を承諾せず、かつ、販売業者がその商品の引き取りをしないときは、販売業者は、その送付した商品の返還を請求することができないと規定している。

#### （４）検討委員会報告書に示された諸外国の法制の事例

EU（欧州連合）の不正取引行為指令では、消費者が注文しなかったにもかかわらず事業者が供給した商品についての支払、返品、保管を事業者が求めることを禁止している。



## 改正法案について

## 1 改正法案の国会提出

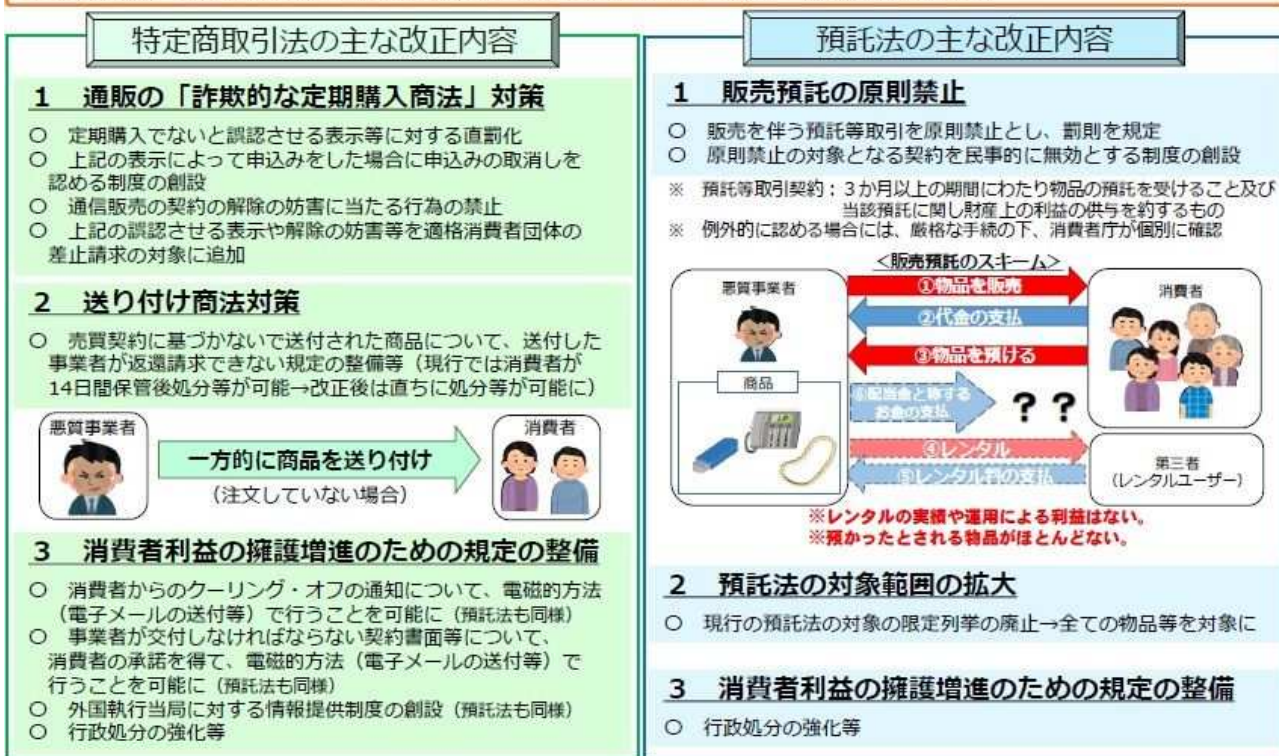
提出日：令和3年3月5日、法律案として閣議決定され、同日国会に提出された。

法案名：「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案」

## 2 改正法案の概要

## 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

消費者の脆弱性につけ込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図る。



## 消費者裁判手続特例法の改正内容

被害回復裁判に資するために、特定適格消費者団体に対し、特定商取引法及び預託法の行政処分に関して作成した書類の提供を可能に

(出典：消費者庁HP)